

令和2年度柴田町議会1月会議会議録（第1号）

---

出席議員（18名）

1番	森	裕樹	君	2番	加藤	滋	君
3番	安藤	義憲	君	4番	平間	幸弘	君
5番	桜場	政行	君	6番	吉田	和夫	君
7番	秋本	好則	君	8番	斎藤	義勝	君
9番	平間	奈緒美	君	10番	佐々木	裕子	君
11番	安部	俊三	君	12番	森	淑子	君
13番	広沢	真	君	14番	有賀	光子	君
15番	舟山	彰	君	16番	白内	恵美子	君
17番	水戸	義裕	君	18番	高橋	たい子	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口	茂	君
副町長	水戸	敏見	君
総務課長 併 選挙管理委員会書記長	鈴木	俊昭	君
まちづくり政策課長	藤原	政志	君
財政課長	森	浩	君
健康推進課長	佐藤	浩美	君
商工観光課長	沖館	淳一	君
危機管理監	平間	信弘	君

教育委員会部局

教育長	船迫	邦則	君
教育総務課長	水上	祐治	君

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真 一
次 長	奥 村 朝 子
主 幹	太 田 健 博
主 査	佐 山 亨

---

議 事 日 程 (第1号)

令和3年1月25日(月曜日) 午前9時30分 再 会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 開催期間の決定
- 第 4 報告第21号 専決処分の報告について(令和元年度小中学校情報通信ネットワーク整備工事(繰越明許)請負変更契約について)
- 第 5 報告第22号 専決処分の報告について(令和元年度西住小学校体育館大規模改造工事(建築工事)(繰越明許)請負変更契約について)
- 第 6 報告第23号 専決処分の報告について(令和元年度西住小学校プール耐震補強工事(建築工事)(繰越明許)請負変更契約について)
- 第 7 報告第24号 専決処分の報告について(令和元年度東船岡小学校プール耐震補強工事(建築工事)(繰越明許)請負変更契約について)
- 第 8 報告第25号 専決処分の報告について(令和元年度船迫中学校体育館大規模改造工事(建築工事)(繰越明許)請負変更契約について)
- 第 9 報告第26号 専決処分の報告について(令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事(建築工事)請負変更契約について)
- 第10 議案第51号 令和元年度槻木中学校西校舎・体育館大規模改造工事(繰越明許)(建築工事)請負変更契約について
- 第11 議案第52号 財産の取得について(3Dプリンタ)
- 第12 議案第53号 財産の取得について(デジタル防災行政無線戸別受信機)
- 第13 議案第54号 令和2年度柴田町一般会計補正予算

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再会

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより令和2年度柴田町議会1月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。また、執行部への出席要求は、議会基本条例第5条第2項の規定により、必要最小限にとどめておりますことをご承知ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 議席の指定

○議長（高橋たい子君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、1月会議に限り、会議規則第3条第3項の規定によって、ただいま着席のとおりといたします。

---

### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において10番佐々木裕子さん、11番安部俊三君を指名いたします。

---

### 日程第3 開催期間の決定

○議長（高橋たい子君） 日程第3、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。1月会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と意見が一致いたしました。よって、1月会議の開催期間は本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日1日と決しました。

また、1月会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

次の日程に入る前に申し上げます。

1月会議中、新型コロナウイルス感染症防止のため、全て自席のマイクを使用して発言することといたしますので、ご承知願います。

また、発言は簡潔に行うようお願いします。

また、換気のため、審議の途中でもおおむね50分ごとに10分以上休憩することといたしますので、ご承知願います。

---

---

**日程第4 報告第21号 専決処分の報告について（令和元年度小中学校情報通信ネットワーク整備工事（繰越明許）請負変更契約について）**

○議長（高橋たい子君） 日程第4、報告第21号専決処分の報告について報告を求めます。

町長の発言を許します。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第21号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、令和2年度柴田町議会7月会議で議決をいただいた令和元年度小中学校情報通信ネットワーク整備工事（繰越明許）請負契約について、変更契約の締結を行った専決処分であります。

主な変更内容は、無線アクセスポイント箇所数の増及びLANケーブルの延長の増に伴う増額となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、詳細説明をいたします。

3ページをお開きください。

報告第21号令和元年度小中学校情報通信ネットワーク整備工事（繰越明許）請負変更契約についての専決処分の報告になります。

5ページをお開きください。

専決処分書です。令和2年7月30日に議決のこの工事請負契約につきましては、工事を進める中でLANケーブルの延長増の変更など、工事内容の一部に変更が生じたことから、増

額の変更契約を行っております。

専決処分日は令和2年12月18日です。

契約の金額につきましては、変更前1億692万円で請負契約を締結しておりましたが、361万1,300円を増額して、変更後の契約金額を1億1,053万1,300円とするものです。

変更契約の相手方は、笠松電気株式会社となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 続きまして、本工事の変更内容について補足説明をいたします。

お手元の報告第21号関係資料をご覧ください。

小中学校情報通信ネットワーク整備工事の事業概要、変更契約内容となります。

本工事の主な変更点は2点で、その他全体で361万1,300円を増額変更となります。

変更のまず1点目は、無線アクセスポイントの設置箇所についてです。

国が推進しているGIGAスクール構想の実現に向け、学校内に高速大容量の通信ネットワークの整備のために、普通教室、特別教室、管理諸室及び体育館に無線アクセスポイントを設置しておりますが、今後、情報機器の活用を検討した結果、多目的ホールや武道場等にも無線アクセスポイントを設置し、いろいろな場所において通信ネットワークを活用できるほうがよいという学校の要望に応えるため、無線アクセスポイントを11台追加するものです。

変更の2点目は、LANケーブルについてです。

無線アクセスポイントを11台追加することにより、LANケーブルの新規配線が必要になったこと、また、詳細な現地調査をした結果、LANケーブルの経路に見直しが必要になったことから合わせて628メートルの追加となったものです。

以上で、変更工事内容の補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。以上で報告第21号専決処分の報告についてを終結いたします。

---

日程第5 報告第22号 専決処分の報告について（令和元年度西住小学校体育館大規模改造工事（建築工事）（繰越明許）請負変更契約につ

いて)

日程第6 報告第23号 専決処分の報告について（令和元年度西住小学校プール耐震補強工事（建築工事）（繰越明許）請負変更契約について）

○議長（高橋たい子君） 日程第5、報告第22号専決処分の報告についてから日程第6、報告第23号専決処分の報告についてまで、以上2件の専決処分の報告について一括して報告を求めます。

町長の発言を許します。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第22号及び報告第23号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、令和2年度柴田町議会9月会議で議決いただいた令和元年度西住小学校体育館大規模改造工事（建築工事）及び令和元年度西住小学校プール耐震補強工事（建築工事）（繰越明許）請負契約について、変更契約の締結を行った専決処分であります。

主な内容変更は、報告第22号については外壁、内装及び建具改修の数量の変更等に伴う増額、報告第23号については25メートルプールの床下の柱の撤去・新設の追加、プール床下ピット内のさび止め塗料の使用変更及びプールサイド床下侵入口の新設等に伴う増額となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。1つ目、報告第22号について、初めに財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、詳細説明をいたします。

7ページをお開きください。

報告第22号令和元年度西住小学校体育館大規模改造工事（建築工事）（繰越明許）の請負変更契約についての専決処分の報告になります。

9ページをお願いいたします。

専決処分書です。令和2年9月4日に議決のこの工事請負契約につきましては、工事を進める中で外壁補修、建具改修の数量の変更など、工事内容の一部に変更が生じたことから、増額の変更契約を行っております。

専決処分日は令和2年12月18日です。

契約の金額につきましては、変更前6,526万3,000円で請負契約を締結しておりましたが、

393万2,500円を増額して、変更後の契約金額を6,919万5,500円とするものです。

変更契約の相手方は、株式会社八重樫工務店となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 続きまして、補足説明をいたします。

お手元の報告第22号関係資料をご覧ください。

上に北立面図、下には体育館1階平面図、右下の表が工事内容の主な変更概要となります。

本工事の主な変更点につきましては3点で、その他全体で393万2,500円を増額変更となります。

主な変更点の1点目は、体育館の外壁改修についてです。

仮設足場組立後に高圧洗浄を行い調査したところ、0.3ミリ以上の外壁ひび割れ補修が67.5メートルの数量の減となりました。

2点目は、アリーナの建具改修についてです。

アリーナは5か所の出入口の横にギャラリーに上がるためのタラップが設置されており、木製格子戸の新規設置については引き違いの格子戸を予定しておりましたが、引き違い戸は間口が狭く、物の出し入れに支障を来すことから、ギャラリーに上がるタラップは1か所のみを残し、4か所の格子戸は両引きの戸にしてほしいという学校からの要望に応えるため仕様の変更となりました。

3点目は、ステージ下の椅子収納庫です。

当初の予定では、収納庫の表面部分の飾り板の撤去・新設を予定しておりましたが、収納庫の中を詳細に調査した結果、レールのゆがみや本体の劣化が著しかったため、6台の撤去・新設の仕様変更となりました。

続きまして、報告第23号の関係資料をご覧ください。（「課長、まだ後で」の声あり）よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 2つ目、報告第23号について、初めに財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、詳細説明をいたします。

11ページをお開きください。

報告第23号令和元年度西住小学校プール耐震補強工事（建築工事）（繰越明許）の請負変更契約についての専決処分の報告になります。

13ページをお開きください。

専決処分書です。令和2年9月4日に議決のこの工事請負契約につきましては、工事を進める中で床下柱の撤去・新設の追加など、工事内容の一部に変更が生じたことから、増額の変更契約を行っております。

専決処分日は令和2年12月18日になります。

契約の金額につきましては、変更前6,037万9,000円で請負契約を締結しておりましたが、281万1,600円を増額して、変更後の契約金額を6,319万600円とするものです。

変更契約の相手方は、株式会社八重樫工務店となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 続きまして、本工事の変更内容について補足説明をいたします。

お手元の報告第23号関係資料をご覧ください。

上に平面図、左側に床下ピット内の改修断面図、右側にプールサイドの床下断面詳細図、右下の表が工事内容の主な変更概要となります。

本工事の主な変更点は3点あり、その他全体で281万1,600円を増額変更となります。

変更内容の1点目は、25メートルプールの床下ピット内にありますプールサイドスラブを支える受け柱についてです。

当初の仕様では60本のさび止め塗料による塗装を予定しておりましたが、6本の柱が経年劣化によりさびが著しく撤去・新設となりました。

2点目は、プールサイド下のデッキプレート及び鉄骨部などの床下鉄部についてです。

当初はさび止め塗料による塗装を予定しておりましたが、プール缶体を新設するため、缶体から1メートル幅のコンクリートを剥がした結果、経年劣化によるさびが広がっていたことが分かり、塗装後の剥がれや早期にさびが発生することが懸念されるため、さび残存面に深く浸透し強固に密着する塗料の使用材料の変更となりました。

3点目は、床下ピット内の改修工事のための進入口についてです。

当初、東面に10か所、西面に10か所、コンクリートブロックを撤去し進入口を確保する予定でしたが、2点目で説明したプール床下鉄部の劣化が著しい部分、28か所を進入することで施工もしやすくなり、また、進入口の復旧により床下鉄部の強度も保たれることから、当初の仕様を取りやめ床下ピット進入口の追加となりました。

以上で、変更工事内容の補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。



質疑は一括といたします。質疑に当たっては、報告番号を示して行ってください。質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。報告第22号についてお聞きしたいと思います。

まず一番最初に、当初の設計の在り方なのですが、当初の予算の設定の仕方なのですが、学校側との打合せということは反映されているのでしょうか。というのは、ほかの報告とか見ても学校からの要求があつて変えたという説明なのですが、なんかそれほど時間たっていないのに要求がそれほど変わるのかという、ちょっと判断がありますので、当初のところではどの程度その学校側の要望というのをちゃんと聞いているのか、そしてそれが反映されているのかというのをお聞きしたいと思います。

それともう一つ、現地をどの程度調査されているのか。例えば、3番目でいくと床下収納のパネル交換で調整で済ませようというのが、やってみたら駄目だから交換するという形なんですけれども、これ基本的な内容なんで、現地を見ていれば分かるんじゃないかと、当初の設計段階で。これが途中でこういうふうに変わるというのは、本当に現地をどの程度調査しているのか。そして、当初の設計を上げていたのはその辺どういう形なのか、この2点お聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 工事につきましては、最初にまず学校の要望を聞きます。それから、補助金等が入っておりますので、その補助金の対象になるかどうかという判断と、それからあと大規模改修工事につきましては必須項目がありますので、屋根とか、床とか、そういった必須項目も併せて実施計画を立てていただきます。その後、工事が始まってからは2週間に1回必ず定例会を開きまして、それで学校と工事管理業者と、あと請負業者、それから町と入って2週間に1回必ず定例会を開催して、その進捗状況等確認しながら進めていくわけなんですけれども、その段階で学校から改めてこういうこともちょっとやってほしいとか、そういうのも意見として出てきますので、そういったことも随時対応していくということで進めているところでございます。

床下の収納庫に関しましては、当初見ているんですけれども、学校活動は止めておりませんので、体育館を使っている中での調査になりますので、一応引いて中身は見るんですけれども、実際工事が始まって椅子とか全部取り外して、台車を全部取って詳細に見てみましたら、やはりその劣化が激しくてレールなんかもゆがんでいたことが改めてそこで分かる部分もありますので、将来的に大規模改修で10年、20年もたせるためには、これは改めて交換したほうがいい

んじゃないかというところで今回収納庫に関しては交換という流れになったものでございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかにないようでございますので、以上で報告第22号から報告第23号まで、2件の専決処分の報告についてを終結いたします。

---

日程第7 報告第24号 専決処分の報告について（令和元年度東船岡小学校プール耐震補強工事（建築工事）（繰越明許）請負変更契約について）

○議長（高橋たい子君） 日程第7、報告第24号専決処分の報告について報告を求めます。

町長の発言を許します。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第24号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、令和2年度柴田町議会9月会議で議決いただいた令和元年度東船岡小学校プール耐震補強工事（建築工事）（繰越明許）請負契約について、変更契約の締結を行った専決処分であります。

主な変更内容は、プールサイドの床モルタル塗りの数量の増、プールサイドに面した更衣室などの建具改修及び消火用水槽のかさ上げの追加等に伴う増額となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、詳細説明いたします。

15ページをお開きください。

報告第24号令和元年度東船岡小学校プール耐震補強工事（建築工事）（繰越明許）の請負変更契約についての専決処分の報告になります。

17ページをお開きください。

専決処分書です。令和2年9月4日に議決のこの工事請負契約につきましては、工事を進める中でプールサイド床改修の数量増や建具改修の追加の変更など、工事内容の一部に変更が生じたことから、増額の変更契約を行っております。

専決処分日は令和2年12月18日です。

契約の金額につきましては、変更前6,567万円で請負契約を締結しておりましたが、473万7,700円を増額して、変更後の契約金額を7,040万7,700円とするものです。

変更契約の相手方は、株式会社四保工務店となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 続きまして、本工事の変更内容について補足説明をいたします。

お手元の報告第24号関係資料をご覧ください。

上に平面図、下に床下の断面図、右下の表が工事内容の主な変更概要となります。

本工事の主な変更点は3点あり、その他全体で473万7,700円を増額変更となります。

変更点のまず第1点目は、プールサイド床モルタル塗りについてです。

東船岡小学校のプールサイドは施工前より不同沈下が発生しており、モルタル量が増えたこと及び沈下を抑えるため、一部軽量モルタルに材料を変更したものととなります。

2点目は、プールサイドの建具改修についてです。

1点目のプールサイドの改修に伴うレベル調整により、更衣室及びトイレの扉など3か所が開かなくなることから、既存扉の床の部分を切り詰め、くつずり新設の工種追加となります。

3点目は、消火用水槽についてです。

東船岡小学校の消火用水槽は、現プール缶体とつながっており、プールの水位と同じになる仕組みになっております。本工事では、現在のプール缶体を撤去するのではなく、FRP製缶体をかぶせるカバー工法を行うことから、既存より水位が高くなり消火用水槽があふれてしまうため、水槽かさ上げの工種追加となったものでございます。

以上で、変更工事内容の補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。以上で報告第24号専決処分の報告についてを終結いたします。

---

日程第8 報告第25号 専決処分の報告について（令和元年度船迫中学校体育館大規模改造工事（建築工事）（繰越明許）請負変更契約に

ついて)

○議長（高橋たい子君） 日程第8、報告第25号専決処分の報告について報告を求めます。

町長の発言を許します。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第25号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、令和2年度柴田町議会9月会議で議決をいただいた令和元年度船迫中学校体育館大規模改造工事（建築工事）（繰越明許）請負契約について、変更契約の締結を行った専決処分であります。

主な変更内容は、外壁のひび割れ補修、屋根・雪止め金物及び建具の改修の数量の変更等に伴う増額になります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、詳細説明をいたします。

19ページをお開きください。

報告第25号令和元年度船迫中学校体育館大規模改造工事（建築工事）（繰越明許）の請負変更契約についての専決処分の報告になります。

21ページをお開きください。

専決処分書です。令和2年9月4日に議決のこの工事請負契約につきましては、工事を進める中で外壁ひび割れ補修の数量増の変更など、工事内容の一部に変更が生じたことから、増額の変更契約を行っております。

専決処分日は令和2年12月18日です。

契約の金額につきましては、変更前5,610万円で請負契約を締結しておりましたが、471万5,700円を増額して、変更後の契約金額を6,081万5,700円とするものです。

変更契約の相手方は、株式会社松浦組となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 続きまして、本工事の変更内容について補足説明をいたします。

お手元の報告第25号関係資料をご覧願います。

上に南立面図、下には体育館1階平面図、右下の表が工事内容の主な変更概要となります。  
本工事の主な変更点につきましては3点あり、その他全体で471万5,700円の増額変更となります。

変更点のまず第1点目は、体育館の外壁改修についてです。

仮設足場組立後に高圧洗浄を行い調査したところ、0.3ミリ以上の外壁ひび割れ補修が179.2メートルの数量の増となりました。

2点目は、屋根改修についてです。

当初の仕様では、屋根の雪止めについて撤去・新設を予定しておりましたが、劣化状況を再調査した結果、ほとんど傷みがなかったことから屋根改修後に再設置を行う工法の変更となりました。

3点目は、建具改修についてです。

現在、アリーナ4か所の出入口には格子戸がなく、新型コロナウイルス感染症対策として常に換気ができるようにすること、また、体育の授業や部活動の際、ボールが外に飛び出さないようにしたいという学校の要望に応えるため、スチール格子戸の新規設置となったものです。

以上で、変更工事内容の補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。以上で報告第25号専決処分の報告についてを終結いたします。

---

#### 日程第9 報告第26号 専決処分の報告について（令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（建築工事）請負変更契約について）

○議長（高橋たい子君） 日程第9、報告第26号専決処分の報告について報告を求めます。

町長の発言を許します。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第26号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、令和2年度柴田町議会6月会議で議決をいただいた令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（建築工事）請負契約について、変更契約の締結を行った専決処分であります。

主な変更内容は、庁舎1階・2階の執務エリア床の仕様変更及び外壁解体範囲の変更等に伴う増額となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、詳細説明をいたします。

23ページをお開きください。

報告第26号令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（建築工事）の請負変更契約についての専決処分の報告になります。

25ページをお願いいたします。

専決処分書です。令和2年6月9日に議決のこの工事請負契約につきましては、工事を進める中で庁舎1階・2階の床改修仕様の変更など、工事内容の一部に変更が生じたことから、増額の変更契約を行っております。

専決処分日は令和3年1月18日です。

契約の金額につきましては、変更前5億6,100万円で請負契約を締結しておりましたが、415万8,000円を増額して、変更後の契約金額を5億6,515万8,000円とするものです。

変更契約の相手方は、株式会社松浦組となります。

続きまして、工事内容について説明いたします。

報告第26号関係資料をお願いいたします。

庁舎耐震補強等工事（建築工事）の平面図と主な変更内容となります。

右下側の表の凡例をご覧ください。

まず1点目です。低層棟1階・2階平面図の赤斜線部分①になりますが、執務エリア床の改修工事を電気・電話配線やLANケーブルに配慮し、塩ビタイル張替えからOAフロアにタイルカーペット張りの二重構造の床施工に変更するものです。

2点目の外壁改修については、南側立面図の赤斜線部分②になりますが、庁舎高層棟の配管等の更新を外壁を取り壊して行うこととしていたものですが、1階部分からダクトスペース内に足場を組むことにより工事が可能であることが判明したことから、外壁取り壊し数量が減ったものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。庁舎のOAフロアについてお聞きしたいと思います。

OAフロアのこの配置を見ますと、各課のワーキングスペースのレイアウトが変わってくるんじゃないかと思うんですが、そうした場合これから考えられるものとして、例えば福祉とか、税務とか、健康推進とか、そういった面談コーナーである程度プライバシーを考慮した面談コーナーというのにも必要になってくると思うんですけれども、そういったことはこれから考えておられるのかどうかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 関係資料のほうの平面図を見ていただくと分かると思うんですが、今回、OAフロアを施工する場所、それ以外のところが通路になります。今までのように事務所執務室の真ん中を通して各課へ行くという動線から、今回東側に通路というか、お客様が通るエリアになりますが、そちらのほうに一直線に、今回新たに補正で認めていただいた備品等の債務負担行為においてリースを行います。この真っすぐになるような形でカウンターを、着座式のカウンターを全て設置をいたします。それから、1階平面図の一番南側のほうに個別に相談できるコーナーを設置をして、それぞれ立ち入った話、相談等も対応できるような形で相談コーナーも設置してまいります。そういう形のお客様があまり迷わない形で事務所スペースのほうの配置も今検討をし、そういう形で配置図を考えているという状況になります。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかにないようでございますので、以上で報告第26号専決処分の報告についてを終結いたします。

---

日程第10 議案第51号 令和元年度槻木中学校西校舎・体育館大規模改造工事  
(繰越明許) (建築工事) 請負変更契約について

○議長（高橋たい子君） 日程第10、議案第51号令和元年度槻木中学校西校舎・体育館大規模改造工事（繰越明許）（建築工事）請負変更契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第51号令和元年度槻木中学校西校舎・体

育館大規模改造工事（繰越明許）（建築工事）請負変更契約についての提案理由を申し上げます。

現在施工中であります槻木中学校西校舎・体育館大規模改造工事（繰越明許）（建築工事）におきまして、工事の一部に変更が生じるため契約の変更を行うものです。

主な内容は、西校舎の外壁補修の数量の増、屋根カバー工法の工種変更、被服室の掲示板の新規設置、体育館の軒とい、体育館内建具改修内容の変更、ステージ下の椅子収納庫の改修内容の変更等であり、増額の変更契約を行うものです。

請負業者との協議も調い、工事請負変更仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、詳細説明をいたします。

3ページをお開きください。

議案第51号令和元年度槻木中学校西校舎・体育館大規模改造工事（繰越明許）（建築工事）の請負変更契約について契約関係の説明をいたします。

この工事請負契約につきましては、令和2年9月4日に議決をいただき施工をしまいにしました。

今回の主な変更内容は、校舎関係では外壁ひび割れ補修の数量の増、体育館では屋根軒といの撤去・新設等の追加など工事内容に変更が生じたことから、増額の変更契約をするものです。

契約の金額につきましては、変更前1億1,187万円で請負契約を締結しておりましたが、2,715万4,600円を増額して、変更後の契約金額を1億3,902万4,600円とするものです。

変更契約の相手方は、株式会社四保工務店となります。

なお、令和2年12月25日に仮契約を締結しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 続きまして、本工事の補足説明をいたします。

本工事の主な変更点は、西校舎と体育館合わせまして6点ございまして、その他全体で税込み2,715万4,600円を増額変更となります。



西校舎から説明いたします。お手元の資料1ページ、議案第51号関係資料をご覧ください。

上に西校舎の東側立面図、左に西校舎1階平面図、右に西校舎2階平面図、右下の表が工事内容の変更概要となります。

西校舎につきましては、主な変更が3点あり、まず1点目は西校舎の外壁改修についてです。

設計段階で外壁につきましては塗装のみで予定しておりましたが、仮設足場組立後に高圧洗浄を行い調査したところ、0.3ミリ以上の外壁ひび割れ補修が見つかり70.5メートルの数量の増となりました。

2点目は、屋根についてです。

当初、屋根のさびや傷み具合からカバー工法を予定しておりましたが、足場組立後に再調査をした結果、屋根の表面の劣化が著しく、既存の屋根の耐久性向上を図るため塗装の追加となりました。

3点目は、掲示板についてです。

今まで被服室には掲示板がなく、鉄製のパーティションにセロテープなどで掲示しており、授業運営に支障を来すという学校からの要望に応えるため掲示板を追加して設置することとなりました。

続きまして、体育館について説明いたします。資料2ページをご覧ください。

体育館の今回の主な変更につきましては、3点ございます。

主な変更の1点目は、体育館の軒どいについてです。仮設足場組立後に再調査した結果、老朽化により劣化が著しかったため、塗り替えから撤去・新規設置の変更となりました。

2点目は、アリーナの出入口及び器具庫などのドアについてです。

当初の予定では、建具につきましては塗り替えとしておりましたが、再調査の結果、ドア本体のさび、レール及び戸車のゆがみなど老朽化による劣化が著しいこと、また、アリーナの出入口は緊急時の避難経路の一つとなることから開閉に支障が出ないようにしてほしいという学校の要望に応えるため、体育館内のドアを撤去・新規設置の変更となったものでございます。

3点目は、ステージ下の椅子収納庫についてです。

収納庫の表面部分の飾り板の撤去・新設を予定しておりましたが、収納庫の中を詳細に調査した結果、レールのゆがみや本体の劣化が著しかったため、従来の撤去・新設の仕様変更となったものでございます。

以上で変更工事内容の補足説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。西校舎についてお聞きしたいと思います。

これの屋根工事なのですが、カバー工法から変更ということなのですが、カバー工法というのは既存部分にカバー改めてつけるものですから、既存部分の屋根工事の補修というのはちょっとどういう形かなということなんで、その辺お聞きしたいと思います。

それと、これ現地を先に調査すれば、校舎とか学校が使用中であっても屋根が使用中ってちょっとあり得ないんで、詳細見られたと思うんですけども、そのときにこの形でいいという判断を、ちょっと例えば建設課の職員が行って建築の担当者がちゃんと判断したのかどうか。その辺、2点お聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） まず、カバー工法についてなんですけれども、当初屋根を確認した際にカバー工法でさびなどを取らずにカバーして補修すれば十分という判断をしたんですけども、実際さび等の劣化等著しくあったために改めて工法を変更しまして、一度そのさびが表に出ないように塗装してからカバーするという工法に切り替えたというところでございます。

それから、その工事の判断につきましては当初から施工業者と担当の教育総務課のほうで現地確認しながら進めておりますので、その点については工事方法につきましてもその時点で現地確認をしておりますし、十分協議しながら実施しているものでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） まだちょっとよく分からないところあるんですが、カバー工法というのは既存部分の屋根にカバーで上からかぶせてつけていく工法だと私理解しているんですけども、そういう形であればカバーの屋根台がつけられるだけの強度があれば、それに対する既存分についているさび止め塗装というのは要らないんじゃないかと思うんですが、その辺をちょっともう一度説明をお願いしたいということと、当初の判断のときに施工業者が現地を見ているということなのですが、ということは入札される方全ての業者がそれを見て入札されているんでしょうか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） カバー工法についてのご説明になりますけれども、こちらのほう実施設計の段階では足場がないためにドローンなどを活用しまして現地を目視において把握いたします。その際に、今回当初カバー工法でシートをかぶせてそれにカバーすれば大丈夫じ

ゃないかというところだったんですけれども、現在のさびを落とし、新たに塗装することによって耐久性が上がるという、さびがまた浮き出してこないというようなこともありまして、今回工法の変更を行ったものでございます。

それから、2点目についてはちょっと今確認しますので少々お待ちください。

○議長（高橋たい子君） 今の件。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 入札された事業者が全部確認しているのかということですが、まず実施設計において、実施設計業者のほうは今教育総務課長が答弁されたような調査を行っております。その調査に基づいて設計書がつけられておりますので、実際その設計で入札が行われております。今、教育総務課長が答弁した現地を確認というのは、実際に業者が確定をして今の業者になった段階で新たに施工業者として現地を確認をしてということになりますので、入札参加している業者が全部確認しているということではございません。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） ありがとうございます。

カバー工法について、ちょっと私頭悪いものですからよく理解できないんですが、既存の部分にかぶせて新しい屋根を造るのであれば、既存部分のさび止めの塗装をしなくても強度自体には変化ないと思うんですよ。ですから、変化がないのであればそのカバー工法はできるわけで、既存部分を補修する必要はないんじゃないかと思います。

それと、入札関係なんですが、そうすると入札するときには詳細を分からない状況で入札をするという、詳細というか屋根工事が変更になるのかどうか、ドローンで見た画像だけで行くだけで、あとは途中で変更すればいいというそういうふうな考えでやっておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 入札においてそういう認識だったかということなんですが、まず今回、大規模改造ということになります。実際に現状の建物を大規模改修することによって、目視なりそういう確認できる範囲内で実施設計事業者のほうは確認をし、大規模改修ということでの設計を組まれるかと思いますが、現実的に現場において実際に足場を組んでみれば、実施設計書にあるような数量ではないような状況も生じます。今回、建具等も実際に施工していく中で施工業者が現場を確認した中では、実施設計に記載されている内容では本来の機能にならないんじゃないかというような現場での判断というものも生じるかと思います。また、大規模改造ですので、いながら、児童生徒がいる中で実施設計業者のほうは調査をする形になりますので、

現実的に壁等を全て確認できるかと、それから屋根に関しても全て全部確認できるかということ、大規模改造においては全てを調査して実施設計をするというのがなかなか難しいのかと思っております。ですので、設計変更を前提にということではないんですが、ある程度想定される数量というものを実施設計書の中では見られているのかなと思っておりますが、やはり大規模改造ということでその辺の新築とは違い、現場で新たに発見をする、新たに判明がされる事案がありますので、やはりそういう事案があることによって最終的には現場で工法の変更なり数量の増減が出てくるかと思っておりますので、まず設計変更ありきで大規模改造をする工事を発注しているということではありませんが、実施設計において全てを把握して設計をするというのは、なかなか大規模改造においては難しいのではないかと思います。ですので、新築の実実施設計と大規模改修ということでの、やはりその辺の工事の違いという部分ではこういうふうな変更契約に関しては致し方ないのかなとは考えております。

○議長（高橋たい子君） 教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） カバー工法なんですけれども、ちょっと繰り返しになってしまいますけれども、当初はそのさび止めと塗装としないで、そのまま屋根にカバーをして対応する工法だったんですけれども、やはり詳細に見た結果、やはりさびを落として塗装した後にカバーしたほうがいいのではないかとということで、今回工法が変更になったというところでご理解願いたいと思います。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

私も金額のことが気になったんです。財政課長の説明では、設計変更ありきでの実施設計ではないということだったんですけれども、ただ実際に変更額というのが二十四、五%アップというふうになっています。これは想定よりもかなり劣化していたということによろしいわけですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 今回、当初契約額よりも24%の増ということになっておりますが、予算においては大規模改造ということで今回変更をする、繰越明許されておりますので、その範囲内での変更にはなっている状況であります。やはり短期間、今回学校関係は実際国のほうに要望を出して、実施設計して要望したわけではございません。やはり国のほうの補助の絡みで実施設計ではなくて概算で積算をしたもので国のほうに申請をしている段階でおりますので、今回のように槻木中学校においては通常の体育館と通常校舎と言われるその2つの補助対象部

分があって、同時に施工するというので今回実施しておりますので、通常体育館のみとか校舎のみであればこのような金額にはならないかと思うんですが、合わせた2つの補助対象となる物件を同時に施工しているということですので、通常の体育館、通常の校舎の大規模改修ということから見れば、金額的には2,400万円という大きい金額ではありますが、2つ合わさっているものということになれば、あくまでも繰り越している予算の中での範囲内での変更ではありますので、想定内ではありませんがやはりそのように校舎と屋内体育館という2つの本来であれば1つずつの事業で行われるものが合わされて実施されているということからすると、この予算の範囲内での変更ということですので、あくまでも学校の機能が拡充するための工事ということですので、ここは金額的に大きい金額ではありますが致し方ないというか、実際に現場でそのような変更をしなければならないということですので、ということで今回変更をしておりますので金額は大きいですがそういうことになっているかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） かなり苦しそうなので、金額というよりは率で見るとやっぱり24%ぐらい行っているということで気になったんです。ただ、私たちが見てもかなりもう劣化していたというのは分かっていたので、今回しっかりと改修していただきたいと思うんですが、ただやはり遅れたんだろうと、本来もっと早く改修すべきだったのかなと私はこの金額を見て思ったんですが、実際はどうだったんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） おっしゃるとおり、やはりもう少し早めに改修をしておけばそんなに変更点がなく、当初見込んだとおりの工事概要になっていたかと思うんですけれども、ほかの工事もそうなんですけれども、やはり当初では分からないところもありますので、その辺の変更というのは生じるんですけれども、今回は特に24%ということではほかの工事よりも若干かかったのは劣化が激しかったというところもあるかと思えます。

もう一つ、今回コロナウイルス関係とか、それから町内で事件あったりしまして、防犯体制の強化というのも学校のほうではちょっと気になったみたいで、当初その建具なんかも塗装だけで済むんじゃないかとなっていたんですけれども、やはり学校ですので防犯強化も必要だろうということで、外との出入りする建具なんかは全部その施錠等もきちんと問題なくできるように交換して安全対策に努めた部分もありますので、そういった部分も若干あるかなというふうには思っております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 舟山です。

槻木中学校の新しい校舎ができて、ああ、よかったなというふうに私も現場見に行った。それからなんか今こういう大規模改造を見ていると、担当課長などから想像以上に劣化が激しいという言い方ありましたけれども、町としてのその、何だろう、私からしても船中とか船迫中学校に比べても槻木中学校というのはまだ新しいほうですから、何でこんなに大規模改造するぐらいの劣化が起きているのかなというふうに、ちょっとそういう印象を持ってしまうんですよ。もう一回改めて、すみません、この槻木中学校の西校舎何年建築、町としてはどのぐらいの劣化というのを最初想定していたのかという、まずお聞きしたいと思うんですよ。

それから、国が全国的に大規模改造について補助金を出しているから、それに柴田町も乗ったという形で工事するんでしょうけれども、本来なら先ほど教育総務課長も早め、早めに改修とかやっていたら今回のようなこの大規模改造にならなかったんじゃないかという、そういう意味で今後のこともあってここの槻木中学校の校舎に関してでもいいですけども、やはり普段から小まめ、小まめのチェック等、いろいろ財源も必要かも分からないけれども、少しずつやっておくというそういう発想を持っておくべきじゃないかなと思うので、その点ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 槻木中学校なんですけれども、今議員おっしゃったように、校舎そのものは新しいので今回の工事については本校舎のほうには全然手をつけてはおりません。ですので、武道場とあと被服室、音楽室なんかが入っている校舎と体育館の間の西校舎ってあるんですけども、そこがもう築30年ぐらいたっていますので、その部分の改修工事になります。それとあと、体育館も同じぐらいの年数たっていますので、やはり今回その西校舎と体育館の大規模改修工事ということで実施しておるところでございます。

それと、今回で一通り大規模改修につきましては終わりますので、今後も計画的に改修についても常に学校と連携しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第51号令和元年度槻木中学校西校舎・体育館大規模改造工事（繰越明許）（建築工事）請負変更契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

10時45分再開といたします。

午前10時32分 休憩

---

午前10時45分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

---

#### 日程第11 議案第52号 財産の取得について（3Dプリンタ）

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第11、議案第52号財産の取得について（3Dプリンタ）を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第52号財産の取得についての提案理由を申し上げます。

今回提案する財産取得は、柴田町の小中学校教員のスキルアップを図るため3Dプリンタを購入するものです。

12月28日開催の指名委員会にて、有限会社水上商店、株式会社北文社柴田営業所、株式会社宮城県学校用品協会柴田支所、株式会社オオエダ商会の4者を指名決定いたしました。

指名4者のうち、有限会社水上商店、株式会社北文社柴田営業所、株式会社オオエダ商会の3者の参加により、1月14日に入札を執行した結果、株式会社オオエダ商会と854万1,500円で物品購入の仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、財政課長。

○財政課長（森 浩君） 議案第52号財産の取得につきまして説明いたします。

5ページをお開きください。

今回の小中学校3Dプリンタの取得につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、GIGAスクール構想推進教職員スキルアップ事業のため取得するものです。

入札の結果につきまして説明いたします。

議案第52号関係資料、財産取得契約案件資料の1ページになります。

入札参加者は、学校用品の納入実績がある町内の事業者4者を指名しましたが、1者が入札を辞退し、3者による入札を執行いたしました。

2ページ目の入札結果につきまして説明いたします。

1月14日に入札執行を行いました。予定価格は消費税抜きで779万4,000円です。入札の結果、第3回目で株式会社オオエダ商会が776万5,000円で落札いたしました。1月14日に契約金額（消費税込み）854万1,500円で仮契約を締結いたしました。納入期限は令和3年3月12日までとなります。

以上、入札と契約に係る内容についての説明となります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 続きまして、購入内容について補足説明をいたします。

資料の3ページをご覧ください。

教職員のスキルアップ事業小中学校3Dプリンタ購入の導入背景、契約内容、購入仕様となっております。

本事業につきましては、文部科学省が創設したGIGAスクール構想の実現に基づき、教職員のスキルアップや今後の授業に活用するため、また、コロナ禍においても児童生徒の学びを止めることなく制限のある中での多様な学びを提供できるように3Dプリンタを導入し、子どもが描いたものを3Dで形にでき、子どもたちのデザインやプログラミングの能力を向上させたり、授業への積極性を高めるツールとして活用するため、3Dプリンタを購入するものでございます。

今までは紙や画像でしか見ることのできなかつたものを立体的に表現することができ、子どもの創造力や展開力を育み、「ものづくり」「情報化社会」に対する興味関心を高めることにつながると考えております。

今回導入する3Dプリンタは、町内小中学校に各1台ずつ計9台の購入となります。



仕様につきましては、資料の4ページに記載してあるとおりでございます。

納入期限は、令和3年3月12日までとしております。

現在、小学校の新しい学習指導要領にはコンピューターを活用したプログラミング教育が含まれたほか、中学校におきましては令和元年度に一部改訂された教材整備指針に昨今の技術革新等を踏まえ、3Dプリンタが新規追加となっているところでございます。

これからは児童生徒に対し、プログラミングをする授業にとどまらず、それが形になる体験を通した授業が可能になるのではないかと考えております。

以上で事業内容の補足説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。2点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず、この3Dプリンタ1台100万円近くする金額になっていますが、かなりの高価なんです。これを実際に授業としてどのような活用方法を今考えておられるのかということと、これを使いこなしていくには教えるほう、教師とか指導員ちょっと分かりませんが、そちらのほうのスキルアップもかなり必要だと思うんですが、そういったトレーニングなり、訓練というのはどのような形で考えておられますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 3Dプリンタ、確かに高価な備品になっておるところでございます。今回、県内の小中学校でもあまりないと思うんですけども、今回導入した経緯につきましては、詳細説明でも説明いたしましたように、子どもたちのパソコンに対しての取っかかりといいますか、そういうのをまず3Dプリンタなどを使用しながら関わっていくというところも1つあります。

それから、実際の活用方法なんですけれども、先日名取市にあります仙台高専に担当者が行きました。そこで仙台高専が3Dプリンタを活用しながら実際ものづくりや創造力、展開力のツールとして活用しているようですので、そういったところからもアドバイスをもらいながらこれから進めていくようになるかと思ひます。

スキルアップについては、今現在、パソコン1人1台ということでGIGAスクール構想に關しての教職員のスキルアップの研修を実施してござりまして、今後3Dプリンタにおいてもそういった研修を行ひながら進めていく予定でござりまひます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 名取高専、今、仙台高専ですか、そこの実習というのはたしかニュースになったので私も見たんですけども、まだそこで試験的に導入する程度のもので、これを使いこなしていくというのはかなりの技術量だと思うんですね。それを一般の教師にこれを求めているのであれば、特別な講習なり何か指導体制というのをつくっていかないと、なんか宝の持ち腐れになりそうな気もするんですけども、この辺はどういうふうなスケジュールでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） ぜひ宝の持ち腐れにならないように、今後指導といいますか、研修を重ねながら、どういった活用が効果的なのか、小学生に対してのその活用と、それから中学生に対しての活用、それから授業での活用、あとはクラブ活動等の授業以外での活用など、そういったいろんな使い方があると思うんですけども、今現在ではまだそういった詳細な具体的な考え方としては特にはないんですけども、やはりそういった、せっかく導入するに当たっては今後十分活用できるような研修も含めまして、学校と協議しながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

今回の導入は学校からの要望ではなく、町のほう为学校に、何ていうんでしょうか、配備してしまう。だから使い方を覚えて使うようにということなんでしょうか。確認です。

それで、例えばですけども、どの程度のことを今現在で想定しているのか。小学校であればどの科目でどのように使っていくと考えているのかお聞きしたいと思います。

そして、物を造る場合、そうすると材料費とかかなりかかっていくと思うんですが、町とすればそういうのは全てきちんと予算化していくお考えなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 今回の導入につきましては、学校からの要望ではなく、こちらが導入を決定したものでございます。これに関しましては、今進めているGIGAスクール構想というのがあるんですけども、それがまず4年間で1人1台のパソコンを導入しようという、その当初の計画だったんですけども、それはもう1年間で準備しなさいということで令和2年度に全ての子どもさんたちに1台ずつのパソコンを導入することになったものでございます。それに併せまして、ではそのGIGAスクールを今回柴田町でやるに当たって、そのパソコン導入以外にも何かいろいろ検討した結果、いろんな案が出てきましたけれども、そ

の中で3Dプリンタの導入はどうだろうか、そういう意見が幾つか出まして、それで今回地方創生の特別交付金の対象にGIGAスクールで準備する備品なんかも対象になるというところもありまして、それで導入しようかと、ちょっと駆け足で準備しているものですから、その辺の準備はちょっと不足はしているかと思うんですけれども、その辺も踏まえまして町として取り組んでいきたいと思いますということで今回導入することに決めたものでございます。ツールの一つとして導入したものでございまして、その活用方法につきましてはいろいろあるかと思うんですけれども、今お話あったように小学校の低学年、高学年、それから中学生にとっての活用というのは様々あるかと思うんですけれども、具体的な部分につきましては今後学校と、それから業者とか、そういうところとちょっと協議しながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

材料費につきましては、やっぱり通常のプリンタと比べまして消耗品なんかもちょっと高くなっております。通常の白黒のやつだと四、五千円ぐらい、カラーになりますと八千、九千円ぐらいになってきますので、そういった消耗品につきましても今後予算については各学校で予算措置ができるように、こちらのほうでもアドバイスしていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 今、学校現場はコロナ禍で教職員とても大変、忙しくしていると思うんですよね。ですから、なんか要望は学校から出たんじゃないんじゃないかと私もちょっと思ったものですから、やはり負担にならないようにしつつ、実際に使うとなれば研修は町のほうでしっかりと講師を用意して準備して、負担にならないような方法でやっていただきたいし、それからその予算についてもきちんと、ほかのところを削ってやるのではなくて、これはこれをつけていかなければならないと思うので、その辺のところをしっかりとやっていただきたいと思います。一応、お考えを伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 白内議員のご意見ありがとうございます。学校のほうも校長会の中で何度か3Dプリンタ導入については話題を持っております。校長先生方、これからの時代を見据えたときに、今あらゆる分野でこの3Dプリンタというのが使われている。どういう分野かというと、医療用産業、それから自動車製造、それから身の回りにつける装飾関係等でも3Dプリンタを活用しているというような情報を持ちまして、やっぱりこれからの子どもたち、将来のあらゆる分野で活躍できる、そういった力をつけてあげなければいけないという意味からこの3Dプリンタを導入して、子どもたちに触れさせていくということが非常に大事なのだ

というようなこと。それから、校長先生方の中では世界的に見てどういう進み具合なんだろうということで、イギリス、アメリカ、それからオーストラリア、アジアでもシンガポール、インド、中国でも取り入れられてきているんだというような情報も確認しながら進めているところでございます。確かに、白内議員に心配していただいたように先生方の負担にならないようにという部分を大事にしながら進めていきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第52号財産の取得について（3Dプリンタ）の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第53号 財産の取得について（デジタル防災行政無線戸別受信機）

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第12、議案第53号財産の取得について（デジタル防災行政無線戸別受信機）を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第53号財産の取得についての提案理由を申し上げます。

今回提案する財産の取得は、国の令和2年度戸別受信機の配備促進事業を活用し、単身の高齢者や身体が不自由な方への情報伝達手段としてデジタル防災行政無線戸別受信機を購入するものです。

購入する戸別受信機は、現在整備を進めている防災行政無線のデジタル化と互換性のある製品にしなければならないことなどから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用し、防災行政無線のデジタル化工事の受注者である株式会社佐々木電機本店仙台営業所を相手とした随意契約といたしました。

1月7日に見積りを徴収した結果、株式会社佐々木電機本店仙台営業所と1月14日に1,886万5,000円で物品購入の仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、議案第53号財産の取得につきまして説明いたします。

7ページをお開きください。

デジタル防災行政無線戸別受信機700台の取得につきましては、国の戸別受信機の配備促進事業を活用し、国からの無償貸付け350台に加え、町単独事業として700台を整備するもので、今回随意契約により株式会社佐々木電機本店仙台営業所との間で契約金額1,886万5,000円で契約を締結するものです。

議案第53号関係資料、財産取得契約案件資料の1ページをご覧ください。

随意契約理由書になります。現在、令和2年度防災行政無線（デジタル移動系）整備工事が令和2年6月に議決をいただき、株式会社佐々木電機本店仙台営業所が施工しております。随意契約理由書のとおり、現在整備している防災行政無線システムが株式会社CSR製となり、戸別受信機がそのシステムと互換性がなければならないこと、また、当社が東北で唯一のCSR製の戸別受信機の販売代理店であることなどから、現に施工中の受注者に履行させることにより一体的に行うことで納期の短縮、経費の節減が図られるなど有利と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約とするものです。

予定価格は消費税抜きで1,750万円で、令和3年1月7日に見積りを徴しました。見積金額は消費税抜きで1,715万円となりましたので、株式会社佐々木電機本店仙台営業所と1月14日に契約金額を消費税込みの1,886万5,000円で仮契約を締結しております。

納入期限は、令和3年3月26日までとなります。

以上、契約に係る内容についての説明となります。

○議長（高橋たい子君） 次に、総務課長。

○総務課長（鈴木俊昭君） それでは、補足説明をいたします。

資料の2ページをお開きください。

今回購入する防災無線が発信する緊急警報放送が受信できるデジタル防災行政無線戸別受信機は、今年度整備を進めております防災行政無線のデジタル化に合わせ、国の令和2年度戸別

受信機の配備促進事業を活用して戸別受信機を700台購入するもので、国からの無償で貸し付けられる350台と合わせて1,050台を75歳以上の独り暮らしの高齢者及び補装具を装着している身体障がい者を対象に無償で貸付けを行うものです。

なお、令和2年度戸別受信機の配備促進事業は、国が準備する無償貸付け台数分350台の2倍以上を町で整備することにより、町整備分700台の購入金額の70%が特別交付税で措置されるものでございます。

今回購入する受信機は、仕様のとおり記載されているとおりでございますが、防災無線が発信する緊急警報放送が受信できるほか、AMとFM放送を受信することができ、電源は外部ACアダプター及び乾電池単3、4本での併用ができます。

今後のスケジュールですが、国の無償貸付け分350台は1月から順次発送される予定で、今回購入分の700台は令和3年3月26日までに納入され、合計1,050台について4月中旬から下旬にかけて行政区ごとに貸付け対象者に戸別受信機の説明会を行い、貸出しを開始する予定でございます。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

今の説明の最後の行政区ごとに説明会を実施すると、その実際に使用する人に向けての説明というふうに聞こえたんですが、それでよろしいのでしょうか。実際どのような形で行うのか伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 行政区ごとの説明会の要領でございますが、実際に無償貸与いただく方に、それぞれの行政区の主として集会所、こちらのほうにお集まりいただきまして職員がその場で取扱いを説明して、説明会をした後、持って行っていただくというような要領で考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 75歳以上の単身の方となると、自分の足で集会所まで来られない方もたくさんいらっしゃるのかなと思うんですよね。どのように本当に必要な人に手渡しているのか。それとこの1,050台というのは100%、75歳以上の高齢単身者と身体障がい者全ての人に渡るのが数として1,050台なんですか。その確認をお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 1,050台でございますが、現在、令和2年3月31日で集計してみますと、実際にその75歳の独り暮らしの方及び身体障がい者、補装具を装着されている方といいますが、1,060人ございました。したがって、こちらの全員の方が手を挙げられた場合には10台ほど足りなくなるという計算になりますが、こちらにつきましてはデジタル防災行政無線のデジタル化のほうで同じ防災ラジオを34台ほど購入してございまして、そちらのほうからお渡ししたいと考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 今答えていただかなかった分、実際に集会所に来られない方はどのように、自宅に伺って説明するという事なんでしょうか。それと、希望する人だけではなく、全員が対象と、1,060人全員が対象ということでよろしいんでしょうか。もう一度確認です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 集会所に来ていただけない方につきましては、行政区長及び民生児童委員の方々の協力を得ながら、個別に配付して説明していきたいと考えております。また、この1,060名のリストアップされた方の中で手を挙げていただいた方、こちらの方にお渡しをする予定でございます。

○議長（高橋たい子君） ただいまの答弁は2問目の質疑、2回目の質疑ということで、再々質疑改めてございますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） そうしますと、来られない方についてはもうあとは行政区に任せるとい形になるわけですね、その説明を含め。直接区長や民生委員が伺うとは限らないかもしれないけれども、まずはその方たちをお願いをするという形になるわけですか。なんかそこがちょっと分からなかったんですね。75歳以上の单身の方で一体何%の方が集会所まで来られると思っていたのか、やっぱりそこが一番心配なところですよ。家族で声をかけてくれなければ、自分の足では行けない方とかもいらっしゃるし、判断ができない方もいらっしゃると思うんですけども、それを全てあとは地域に任せるといことになるわけですね。確認です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 集会所にお見えになられない方につきましては、もちろん役場のほうでも職員がそちらのお宅に行く場合もあるでしょうし、そこは区長さん、民生委員さんとも相談をしながら配りたいと考えてございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号財産の取得について（デジタル防災行政無線戸別受信機）の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第54号 令和2年度柴田町一般会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第13、議案第54号令和2年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第54号令和2年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳出においては、ふるさと柴田応援推進事業の増額補正、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業における家賃支援給付金上乗せ支援金の減額及び持続化給付金上乗せ支援金の増額補正、衛生費では、高齢者定期予防接種委託料の増額補正及び国の第3次補正予算案に計上されている新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保のための準備費用について予算措置をするものです。

これらの財源として、国県支出金、ふるさと柴田応援寄附金及び繰入金の補正を行うものです。

これによります補正額は3億1,018万4,000円の増額となり、補正後の予算総額は205億8,558万1,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

なお、昨年12月20日にシティプロモーションを兼ねましたふるさと納税のPR広報を読売新



聞東京版、都内版、今年2回目掲載いたしました。これが皆さん見ているんですが、一般の方見ていないので、2回目掲載いたしました。掲載日翌日には電話やはがきで、お勧めの言葉や激励の言葉を多数いただきました。広告紙面につきましては、PDFデータを手配いたしましたのでタブレットでご覧いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

議案書9ページをお願いいたします。

議案第54号令和2年度柴田町一般会計補正予算です。

補正予算の総額ですが、3億1,018万4,000円を増額し、補正後の総額を205億8,558万1,000円とするものです。

今回の補正の主なものにつきましては、ふるさと柴田応援寄附金の増額に伴い、ふるさと応援推進事業に要する経費の補正となります。

12ページをお開きください。

歳入です。主なものについて説明をさせていただきます。

16款2項6目教育費国庫補助金5節教育支援体制整備事業費交付金49万5,000円の減、17款2項6目教育費県補助金9節国公立学校緊急環境整備費補助金61万5,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対策の財源組替え補正となります。

19款1項2目ふるさと応援寄附金3億円の増は、3月まで見込まれるふるさと柴田応援寄附金を増額するもので、合計で18億円を見込み計上しております。

20款1項2目基金繰入金1,006万4,000円の増ですが、財政調整基金から今回の補正財源として繰入れするものです。これにより、財政調整基金の残高は約11億9,400万円となります。

13ページ、歳出になります。

2款1項2目企画管理費3億520万円の増は、ふるさと柴田応援寄附金を3億円増額し総額18億円を見込み、その経費となる7節報償費から13節使用料及び賃借料まで返礼品や業務委託、決済システム利用料等を増額補正しております。24節積立金1億5,000万円の増は、給付金3億円の2分の1相当額を基金に積み立てることとし、基金積立金総額を9億円に補正するものです。

次に、15目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費18節負担金補助及び交付金は、家賃支援給付金、持続化給付金上乗せ支援金の給付状況から今後の見込みを増減し、

組替え計上するものです。

4款1項7目予防費新型コロナウイルス予防接種事業345万7,000円は、国の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に対応するため準備費用を予算措置するものです。今後、国の3次補正予算成立後に補助交付申請を行うこととなります。

次のページ。

10款1項2目教育管理費10節需用費12万円は、国公立学校緊急環境整備事業費補助金を活用した第一幼稚園の新型コロナウイルス感染症対策消耗品の増額補正となります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。なお、質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。9番平間奈緒美さん。

○9番（平間奈緒美君） 9番平間奈緒美です。

13ページ、4款衛生費の予防費、新型コロナウイルスワクチン接種券作成等業務委託料、こちらについて詳しい説明をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 新型コロナウイルス予防接種事業なんです、こちらのほうは現在接種体制を整えるものの一つなんです、新型コロナウイルスワクチン接種券の作成業務の委託料になります。既存の健康管理システムを改修しまして、そちらからでもプリントができるように接種券、クーポン券を作成するためのカスタマイズになると、あと接種券を一度に、65歳以上の方の人数ということで、今柴田町ですと基準日65歳以上の方が1万1,334人分、こちらのクーポンを一度につくるということで、そちらの作成の業務も委託する内容となっております。そのほかに予防接種をする際の滅菌器も併せて、なければ接種することができませんので、それらを合わせたものが今回の予防接種事業の委託の内容になります。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

12ページの歳入19款寄附金、ふるさと柴田応援寄附金の12月末の総額とそれから各事業ごとの金額を示してください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（藤原政志君） ふるさと柴田応援寄附金の昨年12月末までの総額は、15億9,226万7,000円となっております。寄附における自治体お任せを含めた8つの事業との金額

ですけれども、桜のまちづくりに関する事業1億941万円。教育に関する事業1億2,689万円。福祉に関する事業6,655万5,000円。まちづくりに関する事業3,386万円。総合体育館建設に関する事業711万円。図書館建設に関する事業1,409万円。学校給食センター建設に関する事業3,006万円。自治体にお任せ12億429万2,000円となっております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 15億円までいくと、返礼品というのはどのくらい発送までにかかっているんですか、日数。なんか大変だろうなといつも思っているんですが、実際には寄附いただいてからどのくらいが平均的なものなんでしょうか。十分に回っているんでしょうか。ちょっと心配になったんです。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（藤原政志君） 確かに、やはり返礼品をつくってお送りするという事になってきますと、額がこのくらいになりますと大変送るのに遅れがやっぱり出てくるというのがございます。例えば、1か月後であったりとか、2か月半後であったりとかということでお送りすることもできますけれども、例えば今回、人気のはらからの牛タンなんかで言いますと、かなり用意しなければならない数がございます、それにつきましてはやはり年度内にはお送りするには頑張っておりますけれども、その辺についてはポータルサイトのほうに、大変人気があって発送するのに遅れが出ているということで、その辺の目安は掲示しながら送らせていただいているという状況がございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 舟山です。

衛生費の予防費のところの事業内訳に新型コロナウイルス予防接種事業345万7,000円とありますが、これは下の委託料の健康管理システム改修委託料、それからさっき質問あったワクチン接種券作成等業務委託料、それと備品購入費45万円、これを合わせて345万7,000円というふうに理解していいのかどうかということと、もう国が今、地方自治体にコロナのワクチン接種のための体制づくりをしなさいということで、県内でも直接の担当のグループをつくったとかって聞きましたが、柴田町としてはもうそういうシステムづくりとかを確定しているんでしょうか。直接の担当者を決めるとか、どういうやり方で民間にもこの部分を委託するとかという、それをもう決めていて今回のこういう補正ってなっているのか。確認の意味でお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 今回の補正は、舟山議員おっしゃるとおり、こちらの委託料2つと備品購入費、合わせて345万7,000円の補正になります。今回の補正に関してなんですが、国がクーポン券を該当の方に発送しなさいという期日がもう決められております。それが3月の2週目までに発送をしてほしいと。3月の2週目、大体中旬頃になるんですけども、それまでにこういったシステムを直してクーポン券を作成してというところが今回の補正の中身になります。それ以外の体制についての補正は、またこの後の補正でお願いしていく予定になっております。

2点目の体制づくりの件だったんですけども、国から示されているものは、今のところはこの予防接種を受けられるというそのクーポン券を発送するというだけしかまだ流れては来ておりません。体制に関しては、ファイザー社というところのワクチンが日本にまず来るであろうと。まだ薬事承認もされていない中で体制づくりというのは、1回当たりの接種の分量が、今示されているのが数日間で1,170回分を一遍に行わなければならないものなので、一遍にそのぐらいのワクチンを使う体制を構築しなさいということから、国では話が流れてきております。本日の夕方に国でのウェブの説明会があって、ワクチンの内容について示されるということなので、まだこれ以上の内容に関しては分かってはおりません。町のほうでは、本部でのコロナ対策本部会議等でのやり取りも含めて体制づくりは今後していくようになっております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 町としての体制というのが実際本当にどうなっているのかということをもまずお聞きしたいのと、あと、例えば医師会とか関係団体とのもう事前の協議というようなものも行われているのか確認したいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 町のほうでは、柴田郡医師会がこちらのエリアを担当する先生のところになっております。柴田郡内の4町の関係者、あと含めて郡医師会の先生とはそれぞれお話しをしているところです。実際、接種することになりますと郡医師会というよりは柴田町のお医者様方にご協力を願うというようなことで、役員の先生との打合せのほうは先週もさせていただきまして、今週も予定していて、どういった体制が先生方にご協力が可能かというのを今調整している段階となっております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） ワクチン接種券というので、今なんか70歳とかって言いましたが、ニュースなんかで見るとまず高齢者等、あと医療従事者を優先するということがありましたけれども、柴田町でもこのワクチン接種券作成等委託業務するというのは、今のような高齢者70歳以上、あと医療従事者というのも含めてこの、言うなれば接種券を作成する予定なんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 医療従事者に対しては、人口の約3%ぐらいが医療従事者がいるというふうには言われているんですが、そちらの予防接種の体制の実施主体が県のほうになります。医療従事者の接種体制に関しては、県のほうがイニシアチブを取って、接種できる医療機関であったり、どういうふうな形でという流れを決めているところです。

柴田町が主体的に行わなければならないのは住民向けの接種ということで、今流れてきているのが今年度中に通知を発送しなければならないのが、その65歳以上、令和3年度に65歳を迎える方全員対象にクーポンを送ることで、その後は基礎疾患って、一般的にはテレビ報道では言われているんですが、現時点ではそちらの方々は今年の4月1日が基準日になりますので、国のほうでは追って示すということで65歳以上の方のみしか、まだ町には連絡が流れてきてはおりません。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号令和2年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

1月会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年度柴田町議会1月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

午前11時35分 休 会

---

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年1月25日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 10番 佐々木 裕 子

署名議員 11番 安 部 俊 三